

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 30 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 17 号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第 6 章 雑則（第 49 条）
附則」 に改める。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。